2026年11月16日

東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役　柴原　慶一

東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社アンビスホールディングス西日本
代表取締役　増井　省吾

吸収分割に関する事後開示書面

株式会社アンビスホールディングス（以下「分割会社」といいます。）と株式会社アンビスホールディングス西日本（以下「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2026年9月28日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年11月16日を効力発生日として、分割会社の医心館事業の一部（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
   2026年11月16日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

   (1) 株主の差止請求に係る手続の経過

   本吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

   (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

   分割会社は同社の株主に対し、会社法第785条第3項及び第4項に定める公告

を 2026 年 9 月 28 日付で行いましたが、同条第 1 項の規定に基づいて分割会社に対して株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過

分割会社は同社の新株予約権者に対し、会社法第 787 条第 3 項及び第 4 項に定める公告を 2026 年 9 月 28 日付で行いましたが、同条第 1 項の規定に基づいて分割会社に対して新株予約権買取請求をした新株予約権者はおりませんでした。

(4) 債権者の異議の手続の経過

分割会社は同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項に定める官報公告を 2026 年 9 月 29 日付で行い、同条第 3 項に定める電子公告を同月 28 日付で行いましたが、同条第 1 項の規定に基づいて分割会社に対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

承継会社は同社の株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に定める通知を 2026 年 9 月 28 日付で行いましたが、同条第 1 項の規定に基づいて承継会社に対して株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議の手続の経過

承継会社は同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項に定める官報公告を 2026 年 9 月 29 日付で行い、同条第 3 項に定める電子公告を同月 28 日付で行いましたが、同条第 1 項の規定に基づいて承継会社に対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社が本事業に関して有する資産、負債その他権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 183 億円（概算値）、負債の額は 88 億円（概算値）でありま

す。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2026 年 11 月 16 日に申請いたしました。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上